



原規技発第 1707136 号
平成 29 年 7 月 13 日

行政文書開示決定通知書

添田 孝史 殿

原子力規制委員会委員長 田中 俊一



平成 29 年 2 月 13 日付けで、別添（写し）のとおり受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称
別記 1 の通り。

2. 不開示とした部分とその理由
別記 2 の通り。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、原子力規制委員会委員長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）行うことができます（なお、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、この決定について審査請求（適法なものに限る。）を行った場合は、上記にかかわらず、それに対する裁決があつたことを知った日から 6 か月以内（ただし、当該裁決の日から原則として 1 年以内）に行うこともできます。



3. 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

※ 別紙「1. 開示の実施の方法等について」を御覧ください。

(2) 情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成29年7月20日（木）から8月21日（月）（土・日曜日及び祝日を除く。）

9:30から17:00まで（12:00から13:00を除く。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門

（情報公開窓口）

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

（電話番号：03-3581-3352（代表））

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込額）

＜準備日数＞「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から3日後までに発送予定

＜郵送料（見込額）＞

※ 別紙「2. 郵送料（見込額）」を御覧ください（郵送する媒体により料金が異なります。）。

(4) 行政文書開示請求書に記載された「希望する開示の実施の方法等」について

（該当する□にレ点が記載してあります。）

希望が記載されていませんでした。

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

希望の方法及び日時によることは可能です。

＜実施の方法＞ ＜実施の日時＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法のうち行政文書開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法及び上記（2）に記載した日時のうち都合のよい日時を選ぶこともできます。

希望の方法及び日時によることはできません。

＜実施できない理由＞

別紙1. の表に記載した開示の実施の方法の中から希望する方法を選んでください。また、上記（2）に記載した日時の中から都合のよい日時を選んでください。

4. 担当課室等

担当課室：原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課

電話番号：03-5114-2222

（注）行政文書の開示の実施方法等申出書は、3.（2）の情報公開窓口宛てに提出してください。

印

<説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、別紙1. の表に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100ページある文書について冒頭の10ページのみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10ページは「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。いったん、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

情報公開窓口における開示の実施を選択される場合は、3. (2)「情報公開窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、4. 「担当課室等」に記載した担当課室まで御連絡ください。

なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、情報公開窓口に届くように御提出願います。また、第三者からの不服申立て等があった場合には、開示の実施について執行を停止することがありますので御承知おきください。

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手）が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例)

150ページ（片面）ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150ページある行政文書（白黒）の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額 1,500円 → 手数料は1,200円

150ページ（片面）ある行政文書のうち100ページを閲覧し、20ページ（うち10ページがカラー）について写しの交付を受ける場合（残りの30ページは開示を受けない）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額300円（白黒10枚：100円、カラー10枚：200円） = 計400円 → 手数料は100円

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙を貼って納付してください。

3 開示の実施について

「行政文書の開示の実施方法等申出書」により情報公開窓口における開示の実施を選択され、申し出られた場合は、開示を受ける当日、情報公開窓口に来られる際に、本通知書を御持参ください。

4 お問い合わせ先

御不明な点がありましたら、4. 「担当課室等」に記載した担当課室までお問い合わせください。



新文庫藏書
明治三十一年十一月一日

(別紙)

1. 開示の実施の方法等について

*下表に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択することができます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際の手数料 (注1)
1. の行政文書 A4判文書	①閲覧	100枚までにつき100円	1,800 円	1,500 円
閲覧(①) 1,706 枚 (うち両面)	②複写機により白黒で複写したもの交付	用紙1枚につき10円	23,310 円	23,010 円
625 枚 (うちカラー)	③複写機によりカラーで複写したもの交付 (カラー部分のみ右記料金で計算。)	用紙1枚につき20円	35,410 円	35,110 円
1210 枚 *複写(②～⑥) 2331 枚 (CD-R 1枚 DVD-R 1枚 として概算。) (注2)	④スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付	CD-R 1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	23,410 円	23,110 円
	⑤スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R 1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	23,430 円	23,130 円

(注1) 開示実施手数料は基本額（複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額）が300円までは無料、300円を超える場合は基本額から300円を差し引いた額となります。

(注2) CD-R、DVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので御承知おきください。

2. 郵送料（見込額）（※該当する□にレ点が記載しております。）

郵送する媒体	郵送方法	料金
複写機により複写したもの交付	通常郵便物 <input type="checkbox"/> 定型外 <input checked="" type="checkbox"/> 一般小包	1,500円
CD-Rの送付	通常郵便物	140円
DVD-Rの送付	通常郵便物	140円

- ・検収書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラント））
- ・検査調書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラント））
- ・完了届（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントサイトの津波解析（H3,4 プラント））
- ・契約締結通知書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラント））
- ・実施計画書（平成 19 年度耐震設計審査指針改訂に伴う浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の津波に対する安全性検討）
- ・検収書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその 2））
- ・検査調書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその 2））
- ・完了届（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその 2））
- ・契約締結通知書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその 2））
- ・実施計画書（平成 19 年度耐震設計審査指針改訂に伴う浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の津波に対する安全性検討・その 2 波源深さの影響）
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析』の報告書について
- ・検査調書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・検収書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・完了届（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・請求書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・納品書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・検収書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））
- ・変更契約締結通知書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト）（変更契約））
- ・実施計画書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト）<実施内容の変更>）



- ・女川原子力発電所の津波に係るクロスチェック解析の期間延長について
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う女川原子力発電所 1 号機、2 号機及び 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の報告書について
- ・技術資料「平成 22 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (ON サイト)」
- ・契約締結通知書 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト) (変更契約))
- ・検査調書 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト))
- ・完了届 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト) 変更契約)
- ・検収書(平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト))
- ・納品書 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト) 変更契約)
- ・変更契約請求票 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト) (変更契約))
- ・実施計画書 (平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う島根原子力発電所の津波に対する安全性評価 (変更))
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』についての指示書に係る経済産業省原子力安全・保安院からの借用データの受領について
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』についての指示書に係る経済産業省原子力安全・保安院からの借用データの受領について
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の中止について
- ・検収書「平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト)」
- ・検査調書「平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト)」
- ・完了届「平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト) (変更契約)」
- ・技術資料「平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (SM サイト)」
- ・技術資料「平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (TO サイト)」
- ・検査調書 (平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析 (TO サイト))

ト))

- ・検収書(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析(TO サイト))
- ・完了届(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析(TO サイト))
- ・請求書(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析(TO サイト))
- ・納品書(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析(TO サイト))
- ・不適合報告書(原子力安全・保安院によるクロスチェック解析の延長指示書の期限内未発行について)
- ・契約締結通知書(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析(TO サイト) 変更契約)
- ・実施計画書(平成 21 年度耐震設計審査指針改訂に伴う泊原子力発電所の津波に対する安全性評価)
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所 1 号機、2 号機及び 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析』の報告書について
- ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析についての報告書について』の取りやめについて
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の報告書について
- ・『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の報告書について
- ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所 1 号機、2 号機及び 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の報告書－地震随伴事象(津波)に係る解析－(平成 22 年 1 月 29 日 独立行政法人 原子力安全基盤機構)
- ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改定に伴う浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析(平成 20 年 12 月 26 日 独立行政法人 原子力安全基盤機構)
- ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う東北電力株式会社女川原子力発電所第 1 号機、第 2 号機及び第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の報告書－地震随伴事象(津波)に対する安全性評価に係る解析－(平成 22 年 11 月 30 日 独立行政法人 原子力安全基盤機構)
- ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う中国電力株式会社島根原子力発電所第 3 号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の中間報告書－地震随伴事象(津波)に対する安全性評価に係る解析－(平成 23 年 3 月 31 日 独立行政法人 原子力安全基盤機構)



別記2

不開示とした部分とその理由

行政文書の名称	不開示部分及びその理由
完了届（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントサイトの津波解析（H3, 4 プラント））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
契約締結通知書（平成 19 年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3, 4 プラント））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、学歴、職歴及び現在の所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる情報及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に関し國の財産上の利益又</p>



	は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。
実施計画書（平成19年度耐震設計審査指針改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の津波に対する安全性検討）	左記の行政文書中、一部に記載された、浜岡原子力発電所の立地条件と取水設備の特徴に係る図面の一部については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に関し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。
完了届（平成19年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその他2))	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
契約締結通知書（平成19年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（H3,4 プラントその他2))	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、学歴、職歴及び現在の所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とし



	<p>た。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる情報及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に関し国財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。</p>
実施計画書（平成19年度耐震設計審査指針改訂に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の津波に対する安全性検討・その2波源深さの影響）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、浜岡原子力発電所の立地条件と取水設備の特徴に係る図面の一部については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に関し国財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。</p>
完了届（平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ONサイト））	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるも

	<p>のであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
請求書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、取引銀行に関する情報については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
納品書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、非公表の電話番号については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
変更契約締結通知書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ON サイト）変更契約）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、学歴、職歴及び現在の所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであ



	<p>り、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる情報及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に関し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。</p>
実施計画書（平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ONサイト）＜実施内容の変更＞）	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、メールアドレス、学歴、職歴及び現在の所属については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる、非公表の電話番号等及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることに</p>
	5



	よって契約に係る事務に関し国の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。
技術資料「平成22年度 耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（ONサイト）」	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
契約締結通知書（平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SMサイト）（変更契約））	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
完了届「平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SMサイト）（変更契約）」	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。 左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
納品書（平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SMサイト）変更契約）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定



	<p>の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p>
	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影及び非公表の電話番号については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p>
変更契約請求票（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SM サイト）（変更契約））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に關し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第 5 条第 6 号ロに該当するため、不開示とした。</p>
実施計画書（平成 22 年度耐震設計審査指針改訂に伴う島根原子力発電所の津波に対する安全性評価（変更））	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、メールアドレス、学歴、職歴及び現在の所属等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第 5 条第 1 号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる情報、非公表の電話番号等及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第 5 条第 2 号イに該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋</p>



	<p>がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に關し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不當に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。</p>
完了届「平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SMサイト）（変更契約）」	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p>
技術資料「平成22年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（SMサイト）」	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。</p>
技術資料「平成21年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（T.Oサイト）」	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、泊発電所取</p>



	水設備の概要及び取水設備の流動解析モデルメッシュ分割については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。
完了届（平成21年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（T0サイト））	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
	左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
請求書（平成21年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（T0サイト））	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
	左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、非公表の電話番号及び取引銀行に関する情報については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
納品書（平成21年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（T0サイト））	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。



	左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
不適合報告書（原子力安全・保安院によるクロスチェック解析の延長指示書の期限内未発行について）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
契約締結通知書（平成21年度耐震設計審査指針改訂に伴う既設プラントの津波解析（TOサイト）変更契約）	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名、生年月日、メールアドレス、学歴、職歴及び現在の所属等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
	左記の行政文書中、一部に記載された、法人等の印影、非公表の電話番号等、法人の見積り人工数及び人工数の算定に繋がる情報及び技術審査の結果については、公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
	左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に關し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。
実施計画書（平成21年度耐震設計審査指針改訂に	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び



伴う泊原子力発電所の津波に対する安全性評価)	<p>独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、原子力安全基盤機構における予定価格作成の根拠となる人工数及び人工数の算定に繋がる情報については、今後予定されている請負業務の予定価格の類推に繋がる可能性のある情報であって、公にすることによって契約に係る事務に關し國の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり法第5条第6号ロに該当するため不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、泊発電所1,2号機取水設備の概要については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。</p>
『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析』の報告書について	<p>左記の行政文書中、一部に記載された、泊発電所取水設備の概要及び取水設備の流動解析モデルのメッシュ分割については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。</p> <p>左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。</p>
不適合報告書「原子力安全・保安院によるクロスチェック解析の延長指示書の期限内未発行について	左記の行政文書中、一部に記載された、公務員及び独立行政法人職員以外の非公表の個人の氏名につ

て」	いては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることによって当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
『「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う高速増殖原型炉もんじゅの耐震安全性評価に係るクロスチェック解析について』の報告書について	左記の行政文書中、一部に記載された、独立行政法人の印影については、公にすることにより地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものであり、法第5条第6号ロに該当するため、不開示とした。
「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改訂に伴う泊発電所1号機、2号機及び3号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析の報告書－地震随伴事象（津波）に係る解析－（平成22年1月29日 独立行政法人 原子力安全基盤機構）	左記の行政文書中、一部に記載された、泊発電所取水設備の概要及び取水設備の流動解析モデルメッシュ分割については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図する者を利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。
「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」等の改定に伴う浜岡原子力発電所3号機及び4号機の耐震安全性評価に係るクロスチェック解析（平成20年12月26日 独立行政法人 原子力安全基盤機構）	左記の行政文書中、一部に記載された安全上重要な施設の配置に係る情報及び核物質防護に係る情報については、公にすることにより、原子力施設に対する妨害破壊行為等の不法行為を企図するものに対し利することとなり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法第5条第4号に該当するため、不開示とした。